

# 第120回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年10月20日（木）

## 議題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

## 香川県の現状

【7/15～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近 1 週間の 累積新規感染者数		先週 1 週間の 累積新規感染者数	
10月19日現在	10月18日現在	10月19日現在	10月18日現在
1960人	1962人	1303人	1229人

10月 累積新規感染者数		9月 累積新規感染者数
10月19日現在	10月18日現在	
4356人	4067人	18918人

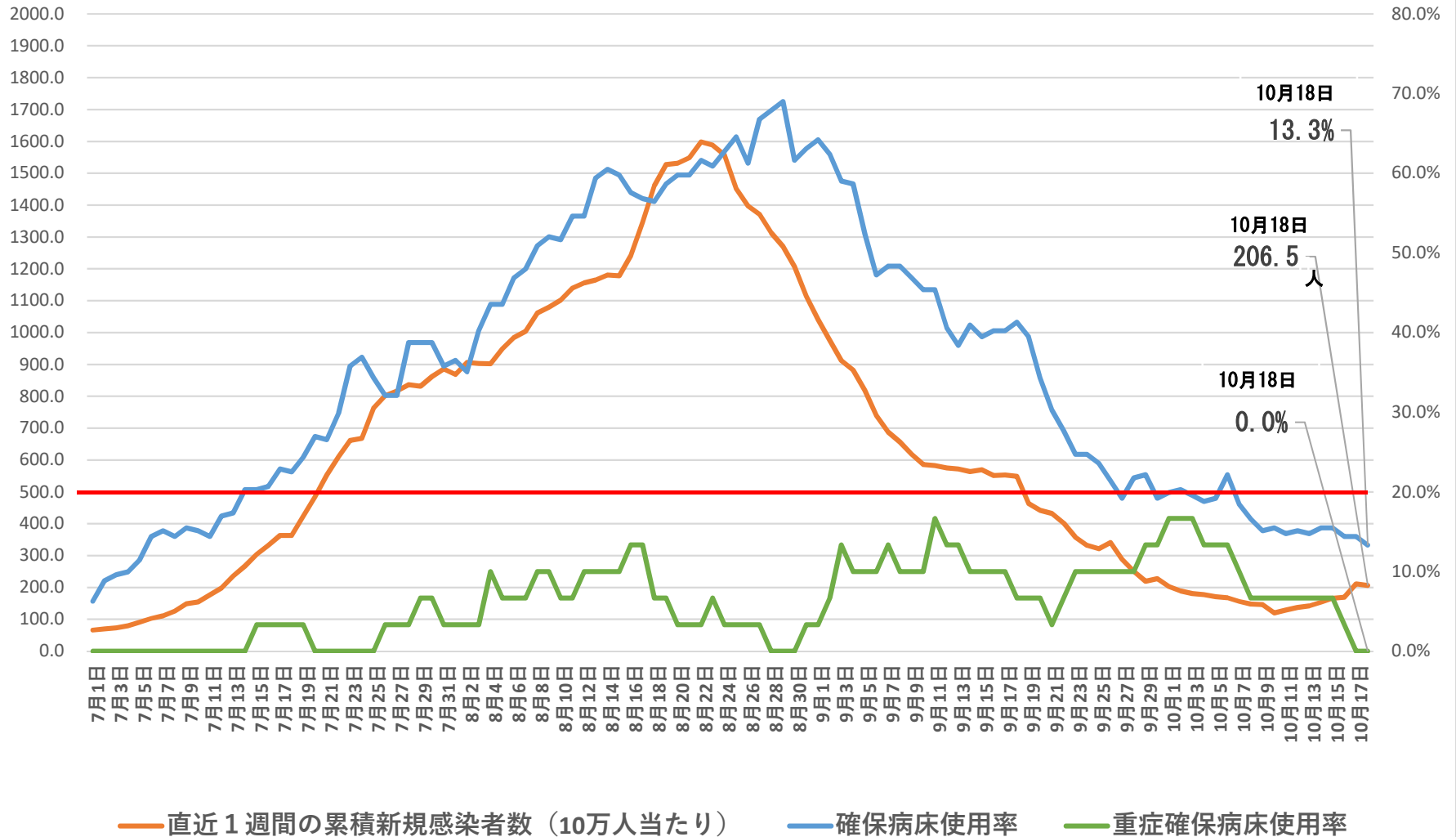
指 標	10月19日現在	10月18日現在
① 確保病床使用率	<b>14.0%</b> <入院患者38人／病床271床>	<b>13.3%</b> <入院患者36人／病床271床>
② 重症確保病床使用率	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>	<b>0.0%</b> <重症者数0人／病床30床>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上

参 考 指 標	○ 直近 1 週間の累積新規感染者数 (対人口 10 万人)	10万人当たり <b>206.3人</b> <直近 1 週間 (10/13～10/19) 1960人>	10万人当たり <b>206.5人</b> <直近 1 週間 (10/12～10/18) 1962人>

参 考	療養状況	10月19日現在
	入院中	<b>41人</b> <うち確保病床38人>
	宿泊療養	<b>33人</b>

直近 1 週間の累積新規感染者数（10万人当たり）と確保病床使用率、重症確保病床使用率の推移：R4.7.1～R4.10.18



# 感染警戒対策期における対策 (10月21日以降) について

令和4年10月20日

香 川 県

# 1 県民への協力依頼等 ①

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力依頼

※ エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気

【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと

【別添2】（省略）：屋外・屋内及び子どものマスク着用

【別添3】（省略）：効果的な換気についてのポイント

- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力依頼
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請 ⇒ 削除
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力依頼
- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力依頼
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請（法第24条第9項）
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請（法第24条第9項）

# 1 県民への協力依頼等 ②

- 発生届の対象外の方に、陽性者登録を行うよう協力要請（法第24条第9項）
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力依頼  
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。  
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。  
（一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力依頼
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」、座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼

- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避け、会食は2時間以内とするよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合を除く）

⇒ 削除

- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力依頼

## 【別添4】（省略）：業種別ガイドライン

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

## 2 事業者への協力依頼等

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請（法第24条第9項）  
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力依頼  
【別添5】（省略）：今後における適切な感染防止策  
【別添6】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力依頼  
【別添7】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力依頼
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力依頼
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力依頼
- 保健所の調査に協力するよう協力依頼
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を除く） ⇒ 削除
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力依頼

### 3 イベント等の開催

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請（法第24条第9項）  
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力依頼
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力依頼
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力依頼

**【別添8】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項**

### 4 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施



## 5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

# 新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年5月15日 令和3年4月3日改正 令和3年12月10日改正  
 令和2年8月21日改正 令和3年4月19日改正 令和4年1月12日改正  
 令和2年12月8日改正 令和3年5月8日改正 令和4年6月17日改正  
 令和3年1月8日改正 令和3年7月9日改正 令和4年9月21日改正  
 令和3年3月31日改正 令和3年11月24日改正

参考 1

県の対策期		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国のレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率 ②重症確保病床使用率	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断	20%以上 20%以上	50%以上 50%以上	医療提供体制、感染状況を見て総合的に判断
	○ 感染拡大時における各対策期への移行に当たっては、①、②のいずれかの指標の数値が各対策期の基準値を上回った場合、総合的に判断。感染急拡大時には、移行基準より早めの移行を検討 ○ 感染下降局面における各対策期への移行に当たっては、①、②の両方の指標の数値が各対策期の基準値を2週間程度継続して安定的に下回った場合、総合的に判断 ○ 「直近1週間の累積新規感染者数（人口10万人当たり）」は、参考指標として数値を公表					
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底				
	県民への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6②による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45①による要請】</b> ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討		
	事業者への要請等	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②等による要請】</b> ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討		
	イベント等の開催	<b>【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】</b> ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	<b>【法24⑨による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底  <b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法31の6①による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> <b>【法24⑨又は法45②による要請】</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討		
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館	・(1)(2)の対策の徹底	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	<b>「まん延防止等重点措置区域」となった場合</b> ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様  <b>「緊急事態措置区域」となった場合</b> ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否に当たっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						

事務連絡  
令和4年10月14日各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

## 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

## マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）」（令和4年5月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡）において、マスクの着用の考え方についてのリーフレットをお示しし、その周知をお願いしていたところです。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが、更なる周知のため、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを別紙のとおり作成しましたので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧な周知をお願い申し上げます。

また、本年10月11日からの入国制限等の見直しにより、外国より来日される方が増えることも考えられ、別添のとおり英語版のリーフレットも作成しておりますので、外国人の方が多く利用される場所に掲示するなど、御活用いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

# マスクの着用について

マスクについては、**場面に応じた適切な着脱**をお願いします。

## 屋外

季節を問わず、  
マスク着用は**原則不要**です。



人との距離(めやす2m)が保てず、  
会話をする場合は着用をお願いします。



徒歩や自転車での通勤・通学など、人とすれ違う時も不要



距離を保って、会話をする際はマスクは不要

## 屋内

距離が確保でき 会話を  
ほとんど行わない場合をのぞき、  
**マスクの着用をお願いします。**



マスク着用推奨



十分な換気など感染防止対策  
を講じている場合は外すことも可

マスク着用推奨



距離が確保できず、  
会話をする時は着用



人との距離(めやす2m)が保てて、会話を  
ほとんど行わない場合は着用の必要ありません。

**基本的な感染対策はメリハリをつけましょう。**  
高齢の方に会う時、病院に行く時、通勤ラッシュ時や  
人混みの中ではマスクを着用しましょう。



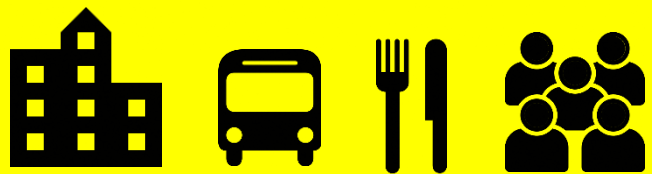
# MASK WEARING IN JAPAN

## INDOORS MASKS REQUIRED



Face masks are not required when you are not talking with others, and not at close range.\*

### IN CROWDED AREAS



## OUTDOORS NO NEED for MASKS

However, wear masks when talking with others at close range.\*



Thank you for your cooperation.



# 屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。  
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



## 【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク必要なし

マスク着用推奨

会話を  
する



マスク必要なし

マスク必要なし

会話を  
ほとんど  
行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

## 【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク着用推奨

マスク着用推奨

会話を  
する



会話を  
ほとんど  
行わない

マスク必要なし

マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中  
ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**  
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに  
関するQ&A



## 香川県広域集団接種センターの設置について

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種の促進を図るため、11月・12月の以下の土日に、県広域集団接種センターを設置します。

- 接種日時：令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)、26日(土)、27日(日)、  
12月3日(土)、4日(日)、10日(土)、11日(日)、24日(土)、25日(日)  
(計12日間、各日9時～12時及び13時～16時)
- 場所：香川県庁本館21階(高松市番町)
- 接種規模：360回／日 (計4,320回)
- 対象者：初回接種(1・2回目接種)を完了した12歳以上の方
- 使用ワクチン：ファイザー社のオミクロン株(BA.4/5)対応ワクチン
- 予約方法：すべての日で予約なしでの接種が可能(コールセンターでの予約も可能)
- 持参物：接種券・予診票、本人確認書類 など

## PCR等無料検査 (一般検査事業) の延長について

感染拡大傾向時の一般検査事業の実施期間を次のとおり延長します。

- 実施期間：令和4年1月2日(日)～11月30日(水)
- 対象者：無症状で感染不安のある香川県在住の方

～年末年始の新型コロナの流行に備えましょう～

# 計画的な新型コロナワクチンの接種 をご検討ください！



- 新型コロナは、過去2年間、**年末年始の後に流行**しています。
- 現在、接種が開始されている、2種類のオミクロン株対応ワクチン（BA.1対応型／BA.4-5対応型）は、**いずれも従来型ワクチンを上回る重症化予防効果**などが期待されています。
- オミクロン株対応ワクチンは、初回接種（1・2回目接種）を完了した12歳以上の方が、1人1回接種できます。

**若い世代の方も早めの接種をご検討ください**

## 初回接種がまだの方へ

- 初回接種に使用する従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。
  - オミクロン株対応ワクチンは、初回接種が完了しないと接種できません。
- 接種を希望される方は、**早めの接種をご検討**ください。

## 季節性インフルエンザの流行について

- この冬、インフルエンザと新型コロナの同時流行が懸念されています。
- インフルエンザワクチンの接種も、ぜひご検討ください。

ワクチン接種に関するお問い合わせは、  
各市町の担当課もしくはコールセンターへ

詳細は各市町ホームページをご覧ください。



**広域集団接種センター**を開設します

詳細は香川県ホームページをご覧ください。





## ○学校における対応について

10月21日(金)から、下記のとおり対応し、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

### 【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 適切なマスクの着用(徒歩・自転車での登下校や体育・運動部活動時などは原則不要)や手洗い、換気などの基本的な感染症対策を行うよう、児童生徒に促すこと。
- 2学期始業時に示した「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、換気の徹底を行うこと。
- 児童生徒・教職員は、風邪症状等がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については、欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。
- 児童生徒等に感染者が発生した場合は、同一の学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合などに学級閉鎖を実施するとした文部科学省のガイドライン（令和4年8月改定版）による取扱いを基準とし、学級閉鎖等の臨時休業を判断すること。学級閉鎖を実施する場合は、原則として2日間（同一学級で5人以上の感染者が判明した場合は、原則として3日間）行うとともに、高校及び中学校は抗原定性検査、特別支援学校はPCR検査（校長の判断により抗原定性検査の活用も可）により、感染の広がりがどうか等を確認した上で、再開等を検討すること。（※具体的には別添を参照）

## 【部活動について】

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	○
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	○
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

- ・練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理など「部活動実施マニュアル」を遵守し感染症対策を徹底する。
- ・「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じる。
- ・**県内外での宿泊を伴う活動(オ)を実施可**とするが、校長が計画等を確認した上で適切に判断することとし、移動や宿泊等にあたっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従う。
- ・原則として、部活動で活動した生徒等に、**複数の感染が判明した場合**は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わない。
- ・部活動で活動した生徒に感染が判明した場合の大会等への参加（ウ、エ）については、大会主催者が定める参加基準に従うとともに、健康観察を徹底のうえ行う。
- ・同一部活動で3人以上の感染が判明した場合は、原則として、自校のみの練習(ア)、県内外の他校との交流(イ、カ)、及び県内外での宿泊を伴う活動（オ）については、2日間活動を停止する。
- ・同一部活動で5人以上の感染が判明した場合は、上記の練習等（ア、イ、オ、カ）の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原検査等を行い、陰性を確認する。

## 【特別活動等について】

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ適切な感染防止策を十分に講じること。
- ・ 文化祭については、開催・公開の判断、準備や当日の運営等に関し留意すべき事項を取りまとめた通知に従い、適切に対応すること。
- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。

## 児童生徒等に感染者が発生した場合の 学級閉鎖及び検査等について

### 1 学級閉鎖の判断基準

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③その他、感染拡大防止の観点から必要と判断した場合（感染者が1名であっても、行事の実施等で感染拡大のおそれがある場合などは、学級閉鎖を検討する。）

### 2 学級閉鎖の日数と検査の実施

学級閉鎖を実施する場合は、原則として2日間（同一学級で5人以上の感染者が判明した場合は、原則として3日間）行うとともに、高校及び中学校は抗原定性検査、特別支援学校はPCR検査（校長の判断により抗原定性検査の活用も可）により、感染の広がりがいないか等を確認した上で、再開等を検討する。

なお、感染者が1人で学級閉鎖とならない場合であっても、行事等により学級内での感染の拡大が懸念される場合には、検査を実施する。

# 感染警戒対策期

基本的な感染対策を  
徹底して行動を